

議案第 25 号

沼田市教育委員会教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

沼田市教育委員会教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

沼田市長 星 野 稔



沼田市教育委員会教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

沼田市教育委員会教育長の給与その他の勤務条件に関する条例（平成8年条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「令和7年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

